

# 廃家電や粗大ごみなどの処分に 「無許可」の回収業者を 利用しないでください

家庭から出るごみを、収集運搬したり処分したりする場合には、**市の一般廃棄物収集運搬業の許可もしくは一般廃棄物処理業の許可が必要です。**

「廃家電や粗大ごみを無料で回収します」と案内している場合でも、無許可の場合が多くあります。無許可の回収業者にごみの処分を依頼すると、法律を守った適正な処理が確認できず、不法投棄や不適正処理（フロンガスや有害物質の環境中への放出）が行われることになってしまいます。



許可を受けずに、ごみの収集運搬や処分を業としておこなうと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。

※ごみを処分する場合には、市の指定する方法により、きちんと処理してください。

まだ新しい物や使える物は、フリマアプリなどを利用するなどして、リユースをお願いします。  
※鹿嶋市は株式会社メルカリと「鹿嶋市における地方創生事業に関する包括連携協定」を締結しています。



廃家電や粗大ごみの処分方法が不明な場合には、鹿嶋市廃棄物対策課までお問合せください。

鹿嶋市市民生活部廃棄物対策課  
電話：0299-82-2911（内線354~358）